

泉崎村地域防災計画【概要版】

令和7年3月作成

1 地域防災計画とは

(1) 地域防災計画の目的・基本方針

泉崎村地域防災計画は、村民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる泉崎村をつくることを目的として策定したものです。本計画は、次の基本方針に基づき、村、国、県、警察、ライフライン事業者、村民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととしています。

ア 減災を基本とした対策

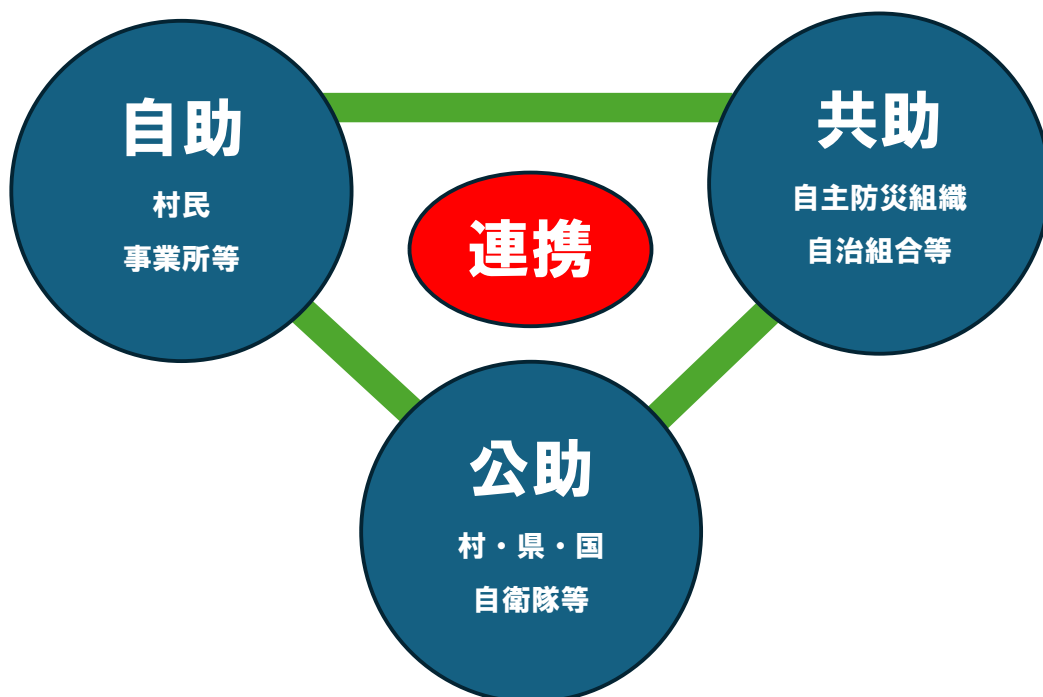
災害時の被害を最小化する「減災」を基本とした防災対策の推進

イ 地域防災力の向上

村民・事業者等の「自助」、自主防災組織・自治組合など地域の連携による「共助」、村をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災対策への取組

ウ 防災対策の推進・改善

各対策マニュアルの作成、災害教訓等を踏まえた防災計画の修正



（２）地域防災計画の構成

本計画は次の４つの部で構成し、風水害、地震及び大規模事故等の災害別に、平常時に行う予防計画、災害時に行う応急対策計画等を定めています。

部	概要
総則	計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、社会環境等
一般災害対策	大雨・洪水による浸水・土砂災害などの災害の予防計画、応急対策計画、復旧計画
地震災害対策	地震災害の予防計画、応急対策計画、復旧計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
事故対策	原子力災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災に対する予防計画、応急対策計画

２ 災害危険性

（１）想定東北地方太平洋沖地震

建物被害は冬 18 時で揺れによって 14,069 棟の建物が全壊、71,714 棟の建物が半壊すると見込まれる。全壊棟数の約 3 割が郡山市の被害であるが、被害はほぼ県全域に及んでいる。また、揺れ以外に津波被害が発生する。人的被害は冬 18 時で 1,651 人の死者、14,276 人の負傷者（うち重傷者 2,464 人）の発生が見込まれる。多くがいわき市で発生するが、相馬市や南相馬市のほか沿岸部で津波による死傷者が多数発生するほか、内陸部の市町村においても広域に被害は発生すると予測されている。

（２）水害

想定最大規模の降雨で阿武隈川が氾濫した場合は、関和久地区南部の低地が浸水すると想定されています。また、排水路は、周辺の宅地化道路網の整備などにより、排水量が増大し水路の排除能力不足を来し、宅地や道路及び農地に被害をもたらしている。

（３）土砂災害

県によって土砂災害警戒区域が 14 か所指定されています。さらに、そのうち 12 か所は建築構造が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されています。

3 災害に備える平常時の活動

(1) 防災研修・防災訓練等

村は、県と連携をとりながら、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加のもとに総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、あわせて住民の防災意識の高揚を図ります。また、消防と連携した自主防災組織や自治組合ごとの防災訓練の実施、自主防災組織の防災リーダーの育成等により、地域の防災力を強化していきます。

(2) 防災知識の普及・啓発

自助・共助・公助の理念を基本に、防災に関する講演、学校における防災教育の充実等により防災知識の普及を行っていきます。また、防災マップや災害時行動マニュアル等の資料を作成・配布し、啓発を行っていきます。

(3) 避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような避難場所・避難所を指定しています。

避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。小・中学校、公民館等を指定しています。
避難所	建物の倒壊・浸水により住家を失った人など災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活をする施設です。小・中学校、公民館等を指定しています。
福祉避難所	避難所で生活が困難な要配慮者を受け入れる施設です。



(4) 食料・物資の備蓄

災害発生当初の食料・物資の確保が困難な事態に備えて、非常用食料の備蓄を行っています。備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を

想定し、家屋からの非常持出ができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、長期間保存が可能なサバイバルフーズ、アルファ化米、乳幼児用ミルク等を備蓄しています。また、保健福祉総合センターと防災センターに、さまざまな災害用資機材や消耗品等を保管する倉庫を設置しています。

(5) 飲料水の確保

発災後3日間は避難者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努めます。また、平常時から応急飲料水を確保するため、湧き水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討します。

(6) 避難行動要支援者の支援体制の構築

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の方々を支援するため、避難行動要支援者名簿への登録や外部支援者との情報共有、個別避難計画の作成、福祉避難所の運営体制等を整備することで、在宅の高齢者や障害者等の被害を軽減していきます。

(7) 耐震化の推進

大地震等による建物の倒壊等から人的被害を軽減するため、「泉崎村耐震改修促進計画」を策定して、公共建物や住宅等の耐震化を推進していきます。

4 災害発生時の活動

(1) 村の防災体制

災害の発生が予想されるとき、又は災害発生した場合における防災活動を実施するため、村の体制を警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とします。

村は、震度5弱の地震で第一非常配備とし応急対策活動ができる体制をとり、震度6弱の地震で災害対策本部を自動的に設置し、応急対策活動を実施します。

また、風水害、土砂災害に対しても、気象警報・特別警報等の発表や気象状況に応じて災害対策本部を設置します。

さらに、大規模規災害が発生し、村だけでは対応できないときは、全国の自治

体や消防への広域応援、自衛隊の災害派遣、災害協定の締結団体への応援協力を要請します。

（２）消火・救助活動

地震では多数の火災が発生し、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応ができなくなる事態が予想されます。このため、火災現場に近い地域の事業所、自治組合、自主防災組織、村民等の方々が無理のない範囲で、初期消火や救出活動に協力していただく事が被害の軽減に繋がります。消防署・消防団は、重要地域、消火可能性の高い火災を優先して消火活動を行います。

（３）医療救護体制

多数の傷病者が発生したときは、医師会等と連携して、医療機関等に救護所を設置します。救護所では、医師会等が編成・派遣する医療救護班が、負傷者のトリアージや応急手当等を行います。重傷者等は拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。その他、避難生活者の健康を確保するために、医師や保健師が避難所を巡回して、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、心のケア等を行います。

（４）避難活動

台風や大雨による河川の氾濫、土砂崩れからの避難を促すため、警報や水位情報等に基づいて３段階の避難情報を発表します。

避難情報 (警戒レベル)	村民等の行動
高齢者等避難 (レベル３)	避難に時間のかかる高齢者等の避難行動要支援者は事前に避難を開始する。避難の準備をしたり、自ら避難の判断を行う。
避難指示 (レベル４)	自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても情報等を用いて自ら避難の判断を行う。
緊急安全確保 (レベル５)	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況で、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。

（５）避難所の開設・運営

避難情報を発令したときは、村の職員又は各施設の管理責任者等が避難所を開設します。避難所の運営は、避難所運営委員会による自主運営を原則とし、避難所担当職員、ボランティア等が連携して運営を支援します。運営にあたっては、要配慮者や性的少数者、男女双方のニーズや女性への配慮に留意します。避難所での生活が困難な高齢者や障害者については、福祉避難所を開設して受け入れます。車中泊やテント泊の避難者に対しても、情報提供等の支援に努めます。

（６）生活支援

水道が断水したときは、断水地区の重要施設（医療施設、救護所等）へ優先給水を行うとともに、避難所等で給水活動を実施します。食料・物資は、備蓄を活用した後に協定を締結している事業者等から調達し、供給します。また、備蓄の災害用トイレの他、必要に応じて事業者から仮設トイレを調達し、避難所等に設置します。

（７）被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等では地震や大雨で地盤が崩れるおそれがあります。このような二次災害を防ぐため、建物や宅地の危険度判定を行い、建物の入口等に判定結果を示すステッカー（下図参照）を表示します。

応急危険度判定結果	応急危険度判定結果	応急危険度判定結果
危険 UNSAFE	要注意 LIMITED ENTRY	調査済 INSPECTED
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急処置を行ってください	◆この建築物に立ち入る場合は十分注意してください ◆近急に補修する場合には専門家に相談下さい	◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です
建築物名称 住所 管理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時 分 災害対策本部 電話	建築物名称 住所 管理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時 分 災害対策本部 電話	建築物名称 住所 管理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時 分 災害対策本部 電話
「危険」 この建物には立ち入らないでください。	「要注意」 この建物の立ち入りには十分注意してください。	「調査済」 この建物は使用可能です。

（８）住家の被害調査・罹災証明の発行

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、村税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後、家屋の被害状況を調査して、被害程度を判定し、

罹災証明を発行します。

(9) 応急仮設住宅等の提供

民間賃貸住宅の空室の借り上げ、仮設住宅の建設、公営住宅の空室の一時提供等により、住宅を失った被災者への応急住宅を提供します。

(10) 被災住宅の修理

被災した住宅が、その後の余震や豪雨等で被害が拡大しないための「緊急修理」や、居住に必要な最小限の部分の「応急修理」を支援します。この制度を利用するには、住宅の被害箇所等が分かる写真が必要になりますので、スマートフォン等で撮影しておきましょう。

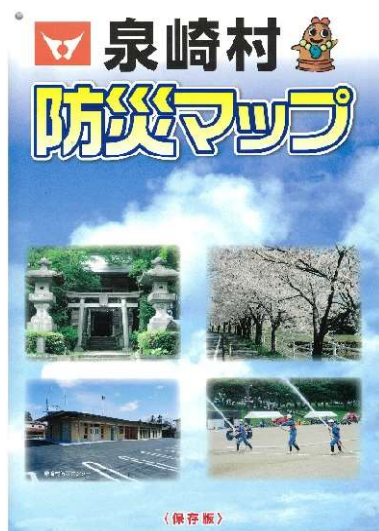
5 家庭や地域での防災対策

(1) 自主防災組織を結成し、自主防災活動を実施しましょう！

村は自主防災組織へ訓練の指導等を行い、地域防災力の向上を推進していきます。自治組合等で自主防災組織の結成を検討されている場合は随時ご相談ください。

(2) ハザードマップを活用しましょう！

村は、「泉崎村防災マップ」を作成・公表しています。このハザードマップを活用して災害時の円滑な避難行動に備えましょう。



https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/data/doc/1617270651_doc_10_0.pdf

(3) 情報収集手段を確認しましょう！

村からの災害情報は、防災行政無線（屋外スピーカー・個別受信機）、緊急速報メール（エリアメール）、ヤフーの2つのアプリ（Yahoo!JAPAN アプリ、Yahoo!防災アプリ）で提供しています。スマートフォンにアプリを登録しておきましょう。



Yahoo!防災アプリ



Yahoo!JAPAN アプリ
for iPhone/iPad



Yahoo!JAPAN アプリ
for Android

(4) 避難場所・家庭内備蓄を確認しましょう！

災害の危険を感じたとき、避難情報が発令されたときは、速やかな避難が大切です。あらかじめ避難場所の位置や安全な移動経路、避難時の持ち出し品などを確認しておきましょう。また、災害時には避難所等の開設状況をアプリで確認できる「福島県防災アプリ」を活用し、避難しましょう。

大きな災害の直後は、水や食料が行き渡らないことがあります。家庭や事業所では、家族、従業員等のため、3日分（できれば1週間分）の食料、飲料水、その他必要な物資等を備えておきましょう。



福島県防災アプリ

(5) 地域の防災活動に参加しましょう！

大規模災害では、火災の初期消火、避難、救出などの防災活動を隣近所や自主防災組織で助け合っていくことが不可欠です。日頃から自治組合の集会などに参加して、地域の協力体制を築きましょう。

（問い合わせ 住民生活課 電話 0248-53-2112 FAX0248-53-2958）